

2023(令和5)年10月1日スタート 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 追加説明資料

ハウスプラス住宅保証株式会社
ハウスプラス確認検査株式会社

目次

1. 前回のおさらい
2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について
3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方
ー経過措置の導入について
4. 影響額のまとめ
5. 最後に

1. 前回のおさらい

2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について

3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方 ー経過措置の導入について

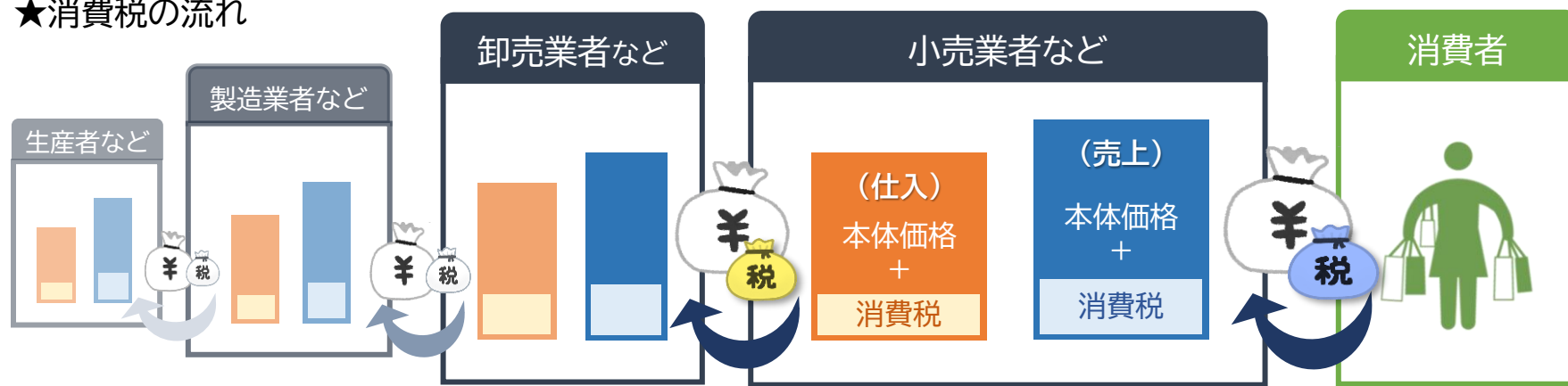
4. 影響額のまとめ

5. 最後に

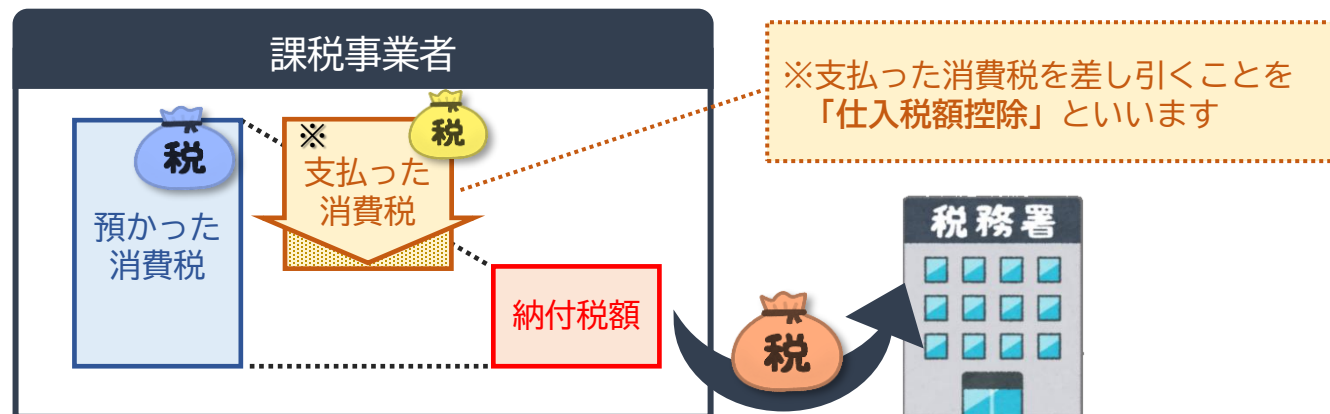
消費税とは

- 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税
- 最終的に商品等を消費、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付

★消費税の流れ



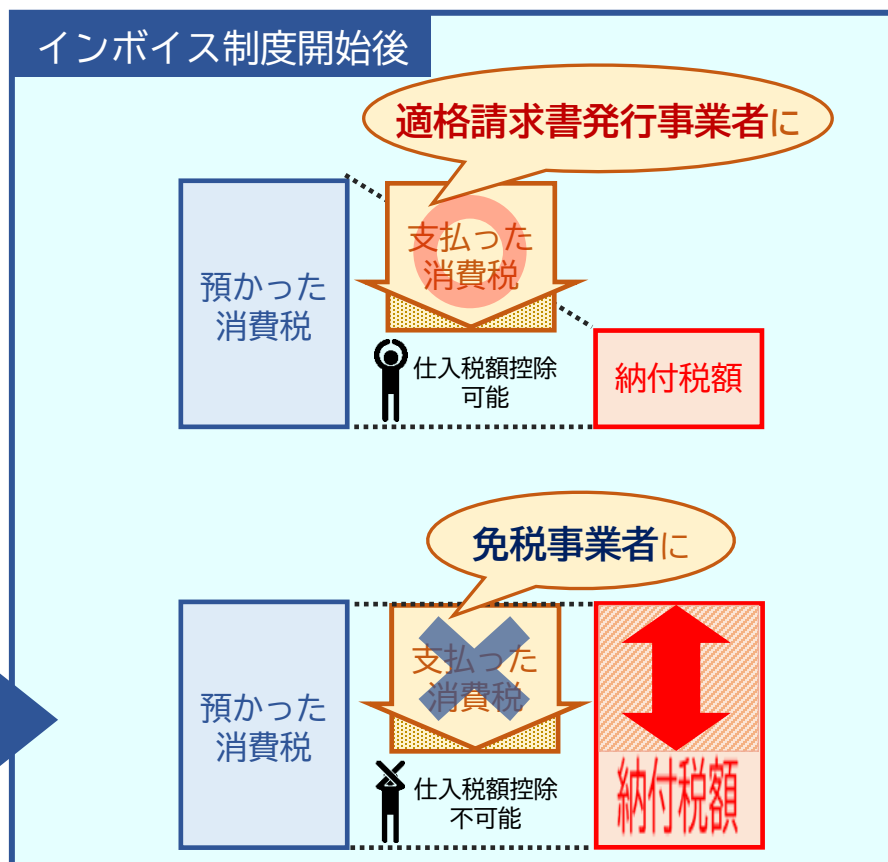
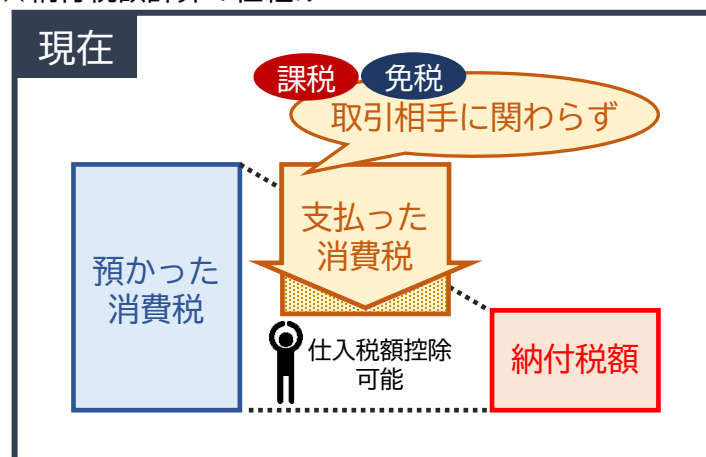
★納付税額計算の仕組み



インボイス制度の概要

- 適格請求書発行事業者とは、
… 税務署へ申請し、登録を受けた課税事業者。「適格請求書(インボイス)」の発行が可能。
- インボイス制度開始後は「適格請求書(インボイス)」の保存が仕入税額控除の要件となります。

★納付税額計算の仕組み



インボイス制度開始後は、
免税事業業者に支払った消費税分
納付税額が増える

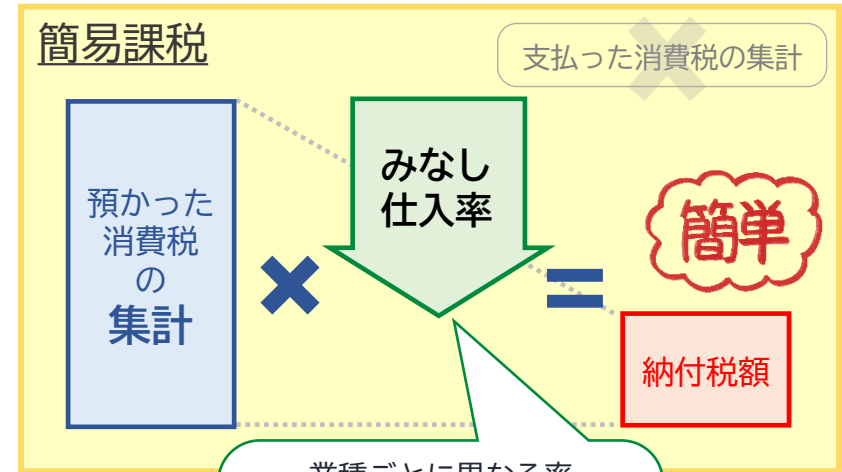
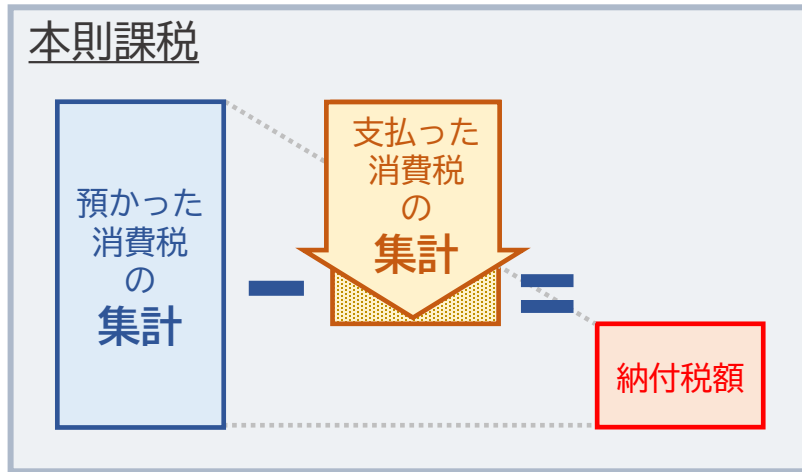
1. 前回のおさらい
- 2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について**
3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方
ー経過措置の導入について
4. 影響額のまとめ
5. 最後に

2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について

簡易課税制度について

- 小規模事業者様の事務負担の軽減を目的に設けられている制度。
業種ごとに定められた“みなし仕入率”を掛けて控除する消費税額を算出するため、
支払った消費税の集計作業が不要。

★納付税額計算の仕組み



検査員様の場合、50%が適用されます

(例) 預かった消費税の合計が1,000円の場合
 控除対象税額 : 1,000円 × 50% = 500円
 納付税額 : 1,000円 - 500円 = 500円

業種ごとに異なる率

例)	卸売業	: 90%
	小売業等	: 80%
	製造業等	: 70%
	サービス業	: 50%
	不動産業	: 40%

※原則、事前に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要ですが、
 インボイス制度開始に際し課税期間初日の前日に提出されたらと
 みなされる特例措置があります。

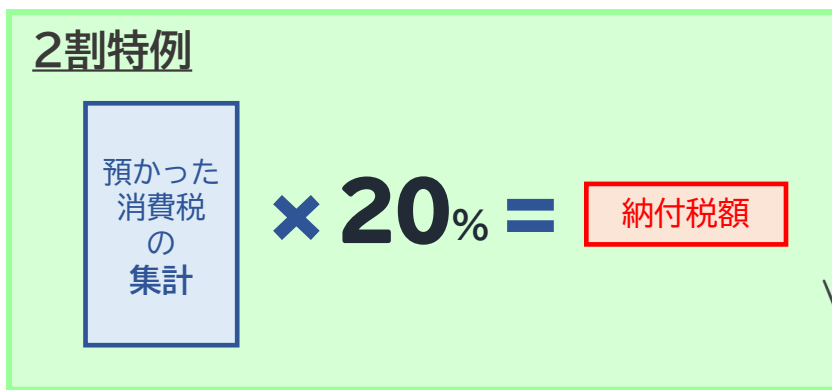
詳細は税務署へ
 お問い合わせください



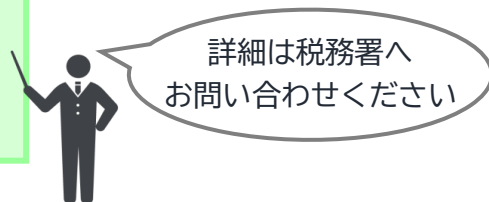
2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について

インボイス制度開始に伴う支援措置「2割特例」とは

- インボイス制度開始に伴い免税事業者だった方が課税事業者（適格請求書発行事業者）となった場合、インボイス制度開始から3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日）は納付税額を預かった消費税の2割とすることができる特例措置があります【令和5年度税制改正大綱】



※ 事前の届出は不要。消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用が可能とされています。

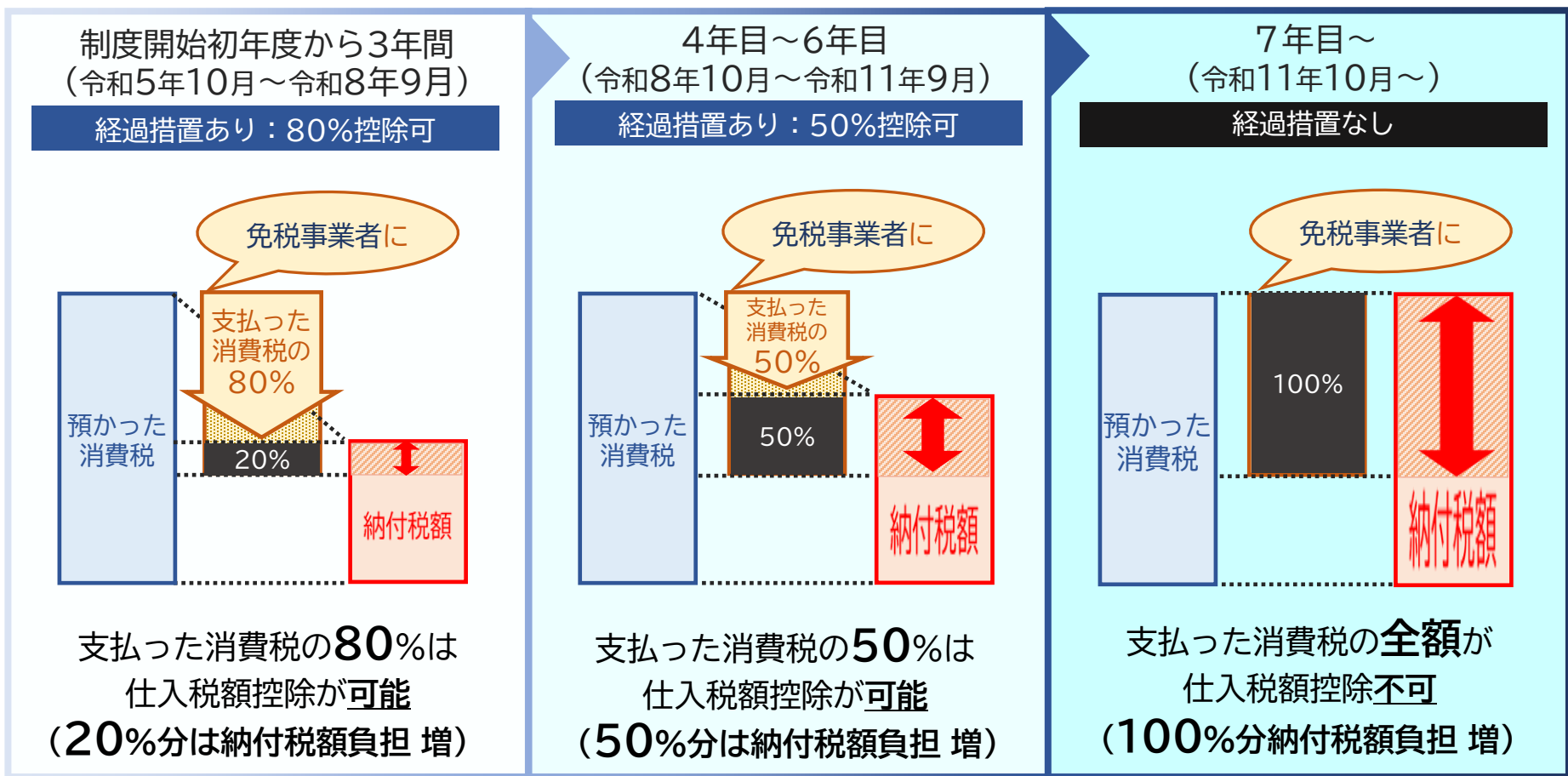


例	年間売上 300万円（預かった消費税 30万円） 年間経費 100万円（支払った消費税 10万円） の場合の納付税額		本則課税	簡易課税	2割特例
			納付税額 20万円	納付税額 15万円	納付税額 6万円
	本則課税の場合：30万円 - 10万円 = 20万円				
	簡易課税の場合：30万円 - 15万円※ = 15万円 ※30万円×みなし仕入率50%				
	2割特例の場合：30万円 × 20% = 6万円				

1. 前回のおさらい
2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について
- 3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方
ー経過措置の導入について**
4. 影響額のまとめ
5. 最後に

インボイス制度の「経過措置」とは

- 激変緩和の観点から、インボイス制度開始から6年間は免税事業者を支払った消費税でも一部に仕入税額控除が可能とされます。

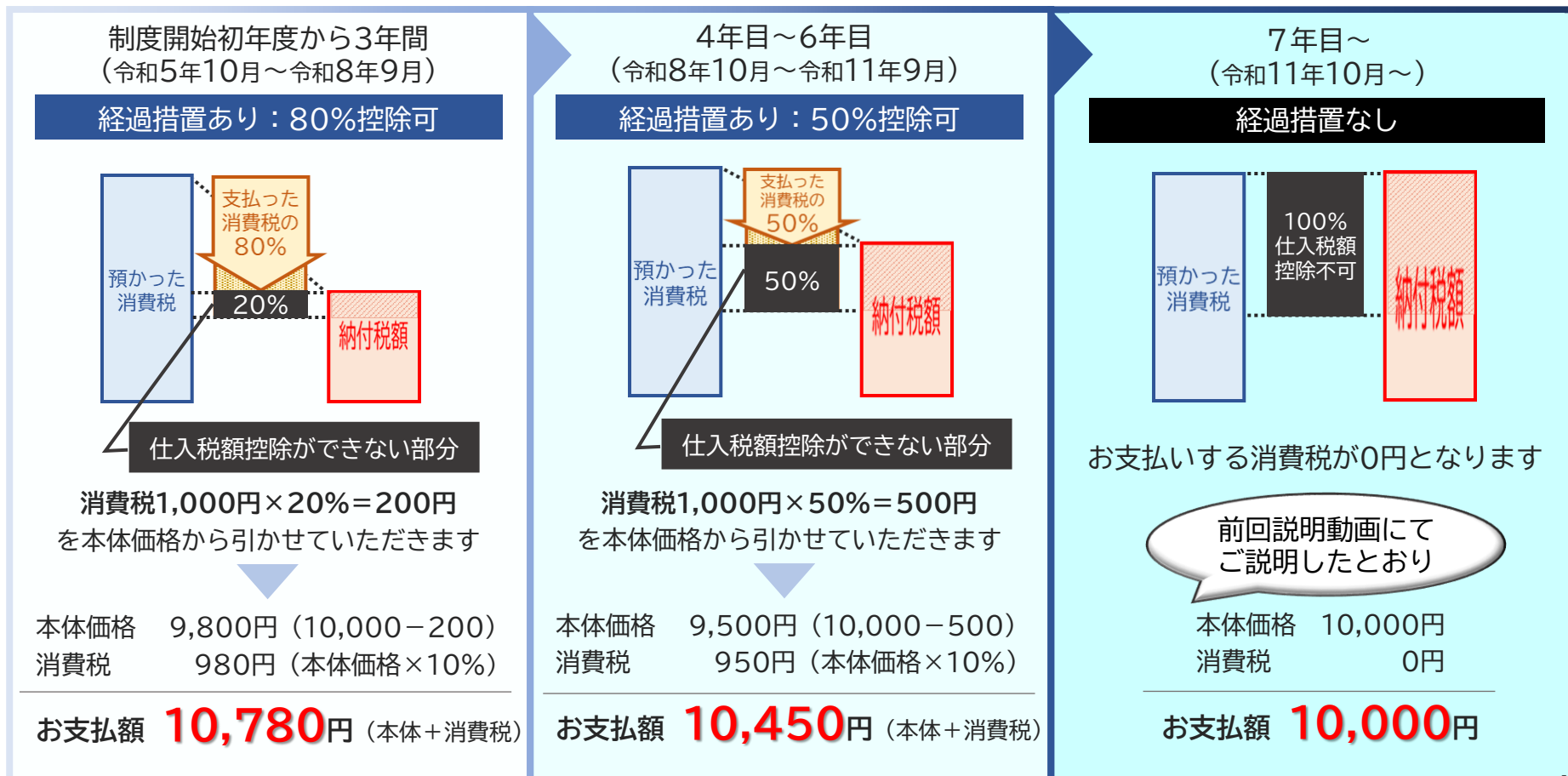


3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方

経過措置期間におけるハウスプラスから免税事業者様へのお支払いについて

➤ ハウスプラスが仕入税額控除できない部分のみを差し引いてお支払いさせていただきます。

例) 課税事業者の方への委託料のお支払いが【本体価格10,000円 + 消費税1,000円 = 税込11,000円】の場合、免税事業者の方への委託料のお支払いは以下のようになります



1. 前回のおさらい
2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について
3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方
ー経過措置の導入について
- 4. 影響額のまとめ**
5. 最後に

「経過措置」「2割特例」「簡易課税制度」を加味した検査員様への影響額

令和5年9月30日以前
(インボイス制度開始前)

令和5年10月～令和8年9月
・経過措置あり：20%負担
・2割特例あり

令和8年10月～令和11年9月
・経過措置あり：50%負担

令和11年10月1日～
・経過措置なし

免税事業者

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	10,000 1,000 ① 11,000
検査員様の 納付税額	税 込	② 0
お手元残額 (①-②)		11,000

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	9,800 980 ① 10,780
検査員様の 納付税額	税 込	② 0
お手元残額 (①-②)		③ 10,780

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	9,500 950 ① 10,450
検査員様の 納付税額	税 込	② 0
お手元残額 (①-②)		10,450

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	10,000 0 ① 10,000
検査員様の 納付税額	税 込	② 0
お手元残額 (①-②)		10,000

インボイス 開始に伴い 課税事業者

↑
(免税事業者)

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	10,000 1,000 ① 11,000
検査員様の 納付税額 (預かった消費税の20%)	税 込	② 200
お手元残額 (①-②)		④ 10,800

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	10,000 1,000 ① 11,000
検査員様の 納付税額 (みなし仕入率：50%)	税 込	② 500
お手元残額 (①-②)		10,500

ハウスプラス からの お支払い額	本 体 消費税 税 込	10,000 1,000 ① 11,000
検査員様の 納付税額 (みなし仕入率：50%)	税 込	② 500
お手元残額 (①-②)		10,500

以降、同様

(④-③)



ご自身の年間売上で
換算してみてください。



1. 前回のおさらい
2. 小規模事業者に対する負担軽減措置について
3. 2023(令和5)年10月1日以降の委託料の考え方
ー経過措置の導入について
4. 影響額のまとめ
5. 最後に

- インボイス制度開始時（令和5年10月1日）から登録を受けようとする場合の税務署への事業者登録申請期限は、原則令和5年3月末までとされていましたが、令和5年9月末まで受付可とされました。
- まだ未登録の方は、本日のご説明内容も踏まえてご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

